

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 17	学校教育関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	1．小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。 小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。	1．小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。 小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、 <u>高原町・野尻町</u> では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。			調整内容中「高原町」を削除する。	7
		2．奨学金、育英資金については、小林市の制度等に統一する。 教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。	2．奨学金、育英資金については、小林市の制度等に統一する。 <u>なお、高原町において合併前に貸付を受けた者に係る貸付額及び償還については、合併前の高原町育英資金貸付基金条例の例による。</u> <u>また、高原町の基金は、現行のまま、新市に引き継ぐ。</u> 教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。			両市町に関することではないため削除する。	12
25 - 18	社会教育関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。	成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。				9
25 - 19	その他関係 市町の計画、運輸・通信 第3回（H20.6.26）提案 第3回（H20.6.26）確認	1．市町の計画について 総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、野尻町の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。	1．市町の計画について 総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、 <u>高原町、野尻町</u> の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。			調整内容中「高原町、」を削除する。	2
		2．運輸・通信について コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。	2．運輸・通信について コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。				3
	企画 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。	ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。				2

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-19	住民 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	【住民窓口(支所・出張所等での取扱い)】 野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならない調整する。 西小林出張所及び紙屋支所(出張所)の窓口業務は、現行のまま、新市に引き継ぐ。	【住民窓口(支所・出張所等での取扱い)】 高原庁舎、野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならない調整する。 西小林出張所及び紙屋支所(出張所)の窓口業務は、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「高原庁舎、」を削除する。	2
	選挙 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	1.投票所については、現行のまま、新市に引き継ぐ。	1.投票所については、現行のまま、新市に引き継ぐ。				2
		2.投票所の閉鎖時刻について (1)公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により行われる増員選挙有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。	2.投票所の閉鎖時刻について (1)公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により行われる増員選挙有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。				2
		(2)合併後、最初に行われる一般選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。	(2)合併後、最初に行われる一般選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。				2
		3.期日前投票所は本庁、須木庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。	3.期日前投票所は本庁、須木庁舎、高原庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。			調整内容中「高原庁舎、」を削除する。	4
		4.開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。 (1)公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙 野尻選挙区に開票所を設ける。	4.開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。 (1)公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙 高原選挙区、野尻選挙区それぞれに開票所を設ける。			調整内容中「高原選挙区、」「それぞれ」を削除する。	6
		(2)合併後、最初に行われる一般選挙 1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。	(2)合併後、最初に行われる一般選挙 1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。				6
		5.開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるため合併までに調整する。	5.開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるため合併までに調整する。				6

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 19	選挙 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	6.選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。	6.選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。				9
	交通安全 第5回(H20.8.21)提案 第5回(H20.8.21)確認	交通指導員については、現状の実人員24名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。	交通指導員については、現状の実人員32名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。			32名より高原町の人員を差し引いた人員24名とする。	4